

掛川市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成29年6月29日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月29日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	吉岡大塚古墳東入口線	吉岡字大塚腰1504-1	吉岡字大塚腰1501	
2	谷ノ坪線	初馬字谷ノ坪1858-3	初馬字谷ノ坪1855-1	
3	星川寺部線	大坂字星川4449-1	大坂字寺部3775-6	